



01/01
000080

国民健康保険税 個人明細書

保険証番号	通知書番号
-------	-------

⑪

⑫

⑬

⑭

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業者 (5)												所得割	均等割	平等割
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
軽井沢 太郎	医療	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	147,750	18,500	32,600
	支援金	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	51,220	6,500	
	介護	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	53,190	8,300	
軽井沢 花子	医療	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	1,500	18,500	
	支援金	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	520	6,500	
	介護														8,300	
軽井沢 一郎	医療	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	18,500	
	支援金	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0	6,500	
	介護														8,300	

⑪世帯の加入者の保険税計算の対象となっている月が記載されています。
 保険税の支払い義務が生じる月に「*」(擬制世帯主は「G」、非自発的離職者は「S」)が記載されます。
 下段は国保税内の「介護分」(40歳~65歳未満が対象)です。

⑫被保険者の所得に対する所得割の額が、医療分・支援金分・介護分記載されています。

⑬医療分・支援金分・介護分の均等割額が記載されています。

※介護適用者ではない方も、金額が記載されていますが⑪介護欄が空欄であれば、課税されておりません。

⑭1世帯当たりにかかる平等割額が記載されています。

(単位：円)

・個人明細書に記載された所得割額、均等割額、平等割額は12カ月加入した税額です。
 所得割+均等割+平等割=国民健康保険税 (100円未満切捨て) 国民健康保険税÷12カ月×加入月=年税額

・年度の途中での加入・脱退の場合は月割課税になります。加入期間と納付期間は異なります

・個人毎の所得割額、均等割額、平等割額の合計が、決定金額となります。(各区分毎に1円未満を切り捨てます。)
 ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。